

特定非営利活動法人玉川学園地区まちづくりの会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人玉川学園地区まちづくりの会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を町田市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、町田市の玉川学園文教地区(玉川学園1～8丁目、東玉川学園、ならびに金井ヶ丘及び南大谷の各一部地域)及びその周辺地域の一般住民、町内会・自治会、事業者や行政を広く対象とするエリアマネジメントを実施する。互いの理解と連携をもって、魅力的な「まちなみ」と豊かな「コミュニティ」の実現を図りながら、ソフト・ハード両面の調査・研究・提言等及び実践活動により、文化的で暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。事業の具体的な内容については、別途定める。

- (1) 街並みづくりと憲章の普及事業
- (2) 緑の街並みづくり事業 (さくらと緑のプロジェクト)
- (3) 地域資源の活性化事業 (地域資源の活性化プロジェクト)
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 :この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員:この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
 - (3) 事業会員 :この法人が実施する特定の事業に賛同して入会した個人
 - (4) 事業賛助会員:この法人が実施する特定の事業に賛同し賛助するために入会した個人
2. 法上の社員(正会員)は、総会での議決権を有する。またこの法人が実施する全ての事業に参加することができる。
3. 事業会員は、特定の事業に関する企画や運営に関与することができる。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2. 会員として入会をしようとするものは、別に定める「入会申込書」により事務局に申し込み、代表理事は正当な理由がない限り入会を認める。
3. 入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨通知する。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員が所属する団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員は別に定める「退会届」を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が、定款に違反、法人の名誉を棄損、目的に反する行為などをしたとき、当該会員に弁明の機会を与えたうえで、総会の議決をもって除名することができる。

第3章 役員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

理事の定数は3人以上7人以内、監事の定数は1人以上2人以内とする。

2. 理事の内1人を代表理事とし、2人以内を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3. 理事及び監事のうち3人以内は、必ずしもこの法人の社員(正会員)を要件としない。

4. 役員の欠格及び続柄の制限は、法 20 条 法 21 条による。

5. 監事は、理事又は職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表しその業務を総理する。

2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事が事故あるとき又は代表理事が欠けたときは代表理事があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、定款、総会や理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5. 監事は、この法人の業務、財産の状況を監査し、理事会への報告や意見を述べる。

6. 監事は、監査の結果、また不正の行為や法令や定款に違反する事実があれば、これを総会または所轄庁に報告する。そのための臨時の総会を招集することができる。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項に係わらず、代表理事の3期連続しての互選はしない。

3. 監事の改選は、それぞれの任期をずらして交互に実施する。

4. 補欠等により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

5. 任期満了後、後任の役員が選任されない場合、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を伸長する。

6. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の決議で解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 役員の解任を決議するときは、決議の前に該当役員に弁明の機会を与えねばならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に必要な事項は、総会議決を経て、別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会、理事会及び事業部会の3種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 法人全体の事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 法人全体の事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務
- (8) 会費の額
- (9) 資産の管理方法
- (10) 借入金(年度内の短期借入金を除く) その他新たな義務負担、権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局や事業部(プロジェクト)の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め請求したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面で会議の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 14 条6項の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は前2項3号を除き代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前2項1号2号の規定による請求があった時は、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会招集は、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法で、開催日の少なくとも5日前に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は第 23 条 3 項の規定によって通知された事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定する者、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に、書面又は電磁的方法をもって表決し、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前条2項の運用にて、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事について、議事の記録を残さねばならない。

2. 議事録には、日時、場所、正会員の現在数、出席者数(書面又は電磁的方法による表決、表決委任者がある場合はその数を付記する)、審議事項、議事の経緯と議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項、議長と議事録署名人の署名を記載する。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 30 条 理事会は、この定款に定める目的や事業の事項を議決する。

2. 総会に付議する事項を議決したり、総会が議決した事項の遂行をする。
3. 各事業のリーダーや事務局担当を招集し、状況把握、課題検討や議決することができる。
4. さまざまに発生する事態や課題を調査し、解決や企画する「分科会」を設けることができる。
5. その他議決を要しない業務の遂行をする。

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合開催する。

- (1) 理事会が決めた定期的な日程や代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の2分の1以上が目的や課題を記載した書面をもって請求したとき。
- (3) 監事が第 14 条4項に基づき招集の請求をしたとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は代表理事が招集し、理事の 2 分の1の出席がなければ開会できない。

2. 前条2号及び3号による請求があったときは、請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の目的、場所、目的及び審議事項を書面又は電磁的方法で、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事又は副代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は第 32 条 3 項の規定によって通知された事項とする。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. 理事会に出席できない理事、あらかじめ通知された事項に、書面又は電磁的方法を持って表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条2項の適用により理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事について、議事の記録を残さねばならない。

2. 議事録には、日時、場所、理事数、出席者数(書面又は電磁的方法による表決者がある場合は、その数を付記する)、審議事項、議事の経緯と議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項、議長と議事録署名人の署名を記載する。

(事業部会の構成)

第 37 条 事業部会(プロジェクト)は、正会員及び事業会員をもって構成する。

(事業部会の機能)

第 38 条 事業部会は、この定款に定める目的や事業の事項を企画や運用し実践する。

2. 事業部会は、年度及び数ヵ年の活動目標をたて、日程を作成し行動する。
3. 事業活動の成果や反省を広く受益者に公表し、地域社会に貢献する。
4. グループによる作業、講演会、カフェやイベント開催等の活動をする。
5. 事業に関係する他の団体の活動に連携し支援や参加ができる。
6. 事業及びプロジェクトの終了をもって、当該事業部会を解散する。

(事業部会のリーダー)

第 39 条 事業部会の代表として、事業に参画する正会員及び事業会員は、プロジェクトリーダーを選出する。

2. リーダーは、この法人の正会員か、もしくは正会員になることを要件とする。
3. リーダーは、事業推進の方法、分担、費用、日程等の目論見をまとめ提示する。
4. リーダーは、企画を進めるにあたり、事業に係わる会員の意見を聞き、多くの会員の合意を得るように努める。 合い入れない事項についてはリーダーがこれを決める。
5. リーダーは、理事会の招集、場合によっては総会の招集に応じ、事業の計画や状況又は結果を報告する。
6. リーダーは、課題によって、サブリーダーを指名することができる。
7. 前 38 条第6項をもってリーダー及びサブリーダーは解任される。

(事業への参加)

第 40 条 事業への参加者は、能力、体力や時間等それぞれに応じて、自由で楽しく活動する。

2. リーダーは、事業やプロジェクトのスタッフとして、この法人以外の団体や専門家等の個人に一定期間の参加を依頼することができる。

第5章 資産

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(財産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、第5条で定める各事業の資産を含め、特定非営利活動の資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、事業担当等を代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われねばならない。

別途 会計規則を設定する。

(会計の種類)

第 45 第 この法人の会計は、第5条で定める各事業の会計処理を含め、特定非営利活動の会計とする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 各事業部会のリーダーは、各事業の計画と予算を理事会に諮り、理事会は全体の整合性もった案をとりまとめ議決する。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第 49 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定の予算の追加及び更生ができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決をへなければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるものほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁に届けまた法第 25 条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更(前項の規定による所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする「特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
 3. 第1号第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
第54条 この法人が解散(前条第1項の第4号第5号を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で決議したものに譲渡する。
 - (合併)
第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告を、この法人のホームページにより電子公告を行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(事務局長及び職員の任免)

第58条 事務局長の任免は、理事会が推薦し、代表理事が行う。

2. 職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

2. 事務局は、特定非営利活動全般に係わる総務、会計、広報等を担当し、事業部門との連結や統一性を図る。

第10章 雜 則

(細則)

第60条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経てこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この法人の母体となる「まちづくりの会」(設立2005年3月9日)、にて選任した役員とする。また任期は第15条にかかわらず法人の成立から2022年6月30日までとする。

代表理事 木村真理子 監事 松尾俊彦
副代表理事 清瀬壯一
副代表理事 木村彰男
理事 浅黄美彦

3. この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条にかかわらず、法人の成立から 2022 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 47 条にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
5. この法人の設立当初の最初の会費は、第 8 条にかかわらず、会員登録する意思を確認するため年会費として、指定の口座に振込みをする。

(1)正会員 1,000 円	賛助会員 500 円
(2)事業会員 500 円	事業賛助会員 500 円